

令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内【千葉県版】

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の3つの要件を満たす事業場 ・中小企業事業者 ・事業場内最低賃金と千葉県最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	3/4 (※1) 生産性要件を満たした場合は 4/5 (※2)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下に該当する事業場が対象となります。

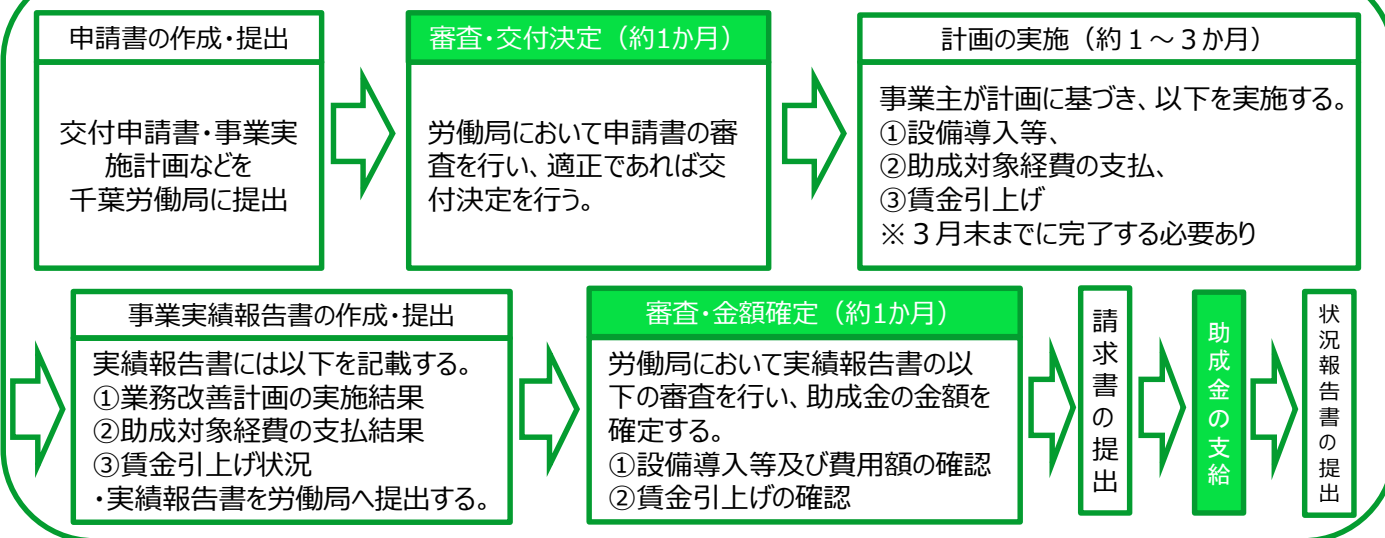
生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。(生産性要件)

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ



※書類の不備や予算状況に応じて審査期間が長くなる場合がございます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 申請は事業場（店舗・営業所）単位です。
- ◆ 事前に交付要綱・交付要領等をご確認ください。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

申請先

- ◆ **千葉労働局雇用環境・均等室 企画部門** 【電話番号】043-306-1860
〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440
（受付時間 平日8:30～17:15）

ご申請される前に

- ◆ 生産性や労働能率の向上を図るための活用事例はこちらからご確認ください。

【生産性向上のヒント集】
p20～30



- ◆ 助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を含め、「申請様式」等はこちらからダウンロードできます。

【厚生労働省HP】

